

畜水産食品中の残留有害物質

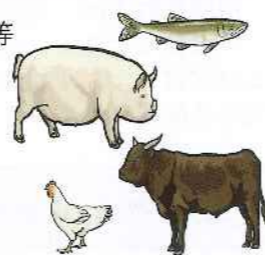
検査機関:食肉衛生検査所、衛生環境研究所、
食品安全検査センター、民間検査機関

食用に供される家畜、養殖魚介類等に対して、生産段階で使用される動物用医薬品、飼料添加物等が食肉、魚介類等の畜水産食品に残留している実態を把握し、適切な行政対応を図ることを目的として毎年度実施しています。

平成23年度は、県内産の食肉、乳、養殖魚などについて、抗生物質472検体、合成抗菌剤24検体、内寄生虫用剤70検体、残留農薬90検体の動物用医薬品の検査を実施したところ、食品衛生法の基準に違反するものはありませんでした。

食品の種類	検査項目別検査検体数				違反及び検査結果	検査機関
	抗生物質	合成抗菌剤	内寄生虫用剤	残留農薬		
牛	132	—	30	30	0	食肉衛生検査所
豚	196	—	30	30	0	
鶏	110	—	10	30	0	
小計	438	—	70	90	0	衛生環境研究所
牛乳	20	—	—	—	0	
マス	8	—	—	—	0	
卵	3	—	—	—	0	食品安全検査センター
小計	31	—	—	—	0	
マス	—	6	—	—	0	
輸入豚肉	—	6	—	—	0	民間検査機関
小計	—	12	—	—	0	
ニジマス	1	6	—	—	0	
イワナ	1	4	—	—	0	民間検査機関
ヤマメ	1	2	—	—	0	
小計	3	12	—	—	0	
合計	472	24	70	90	0	

- 【抗生物質】 オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ベンジルペニシリン等
- 【合成抗菌剤】 エトパベート、オルメトプリム、オキソリン酸、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジメトキシ、スルファセタミド、スルファドキシ、スルファメトキサゾール、スルファメキシピリダジン、スルファモノメキシ、スルフィソゾール、フロルフェニコール等
- 【内寄生虫用剤】 イベルメクチン、チアベンダゾール、フルベンダゾール、トリクラベンダゾール
- 【農薬】 DDT、ディルドリン、ヘプタクロル

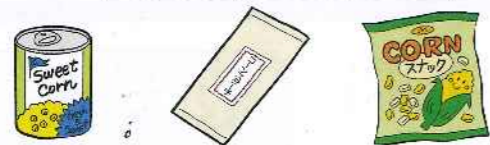


遺伝子組換え食品

検査機関:食品安全検査センター

県内の販売者から収去したとうもろこし加工品(缶詰、コーンスターチ、コーンスナック菓子等)6検体について、安全性未審査のスターリンク(CBH351)の混入の有無を検査したところ、いずれの検体からも検出されませんでした。

食品の種類	検体数	うち輸入品	原産国	違反
とうもろこし加工品	6	2	タイ1、アメリカ1	0



遺伝子組換え食品の安全性確保

害虫や病気に強い農作物を作り出したり、日持ちや加工特性などの品質を向上させるなどの理由で、遺伝子組換え技術を応用した様々な食品が開発されています。

このいわゆる「遺伝子組換え食品」の安全性を確保するため、平成13年4月1日から食品衛生法により安全性審査が義務化され、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品は、輸入、販売等が法的に禁止されています。

りんご果汁のかび毒

検査機関:食品安全検査センター

県内産のりんご果汁(100%りんごジュース)10検体を収去し、パツリンの検査を実施したところ、いずれの検体からも検出されませんでした。

食品の種類	検体数	違反	成分規格
りんご果汁	10	0	0.050ppm以下



パツリン

パツリンはペニシリウム属(青かび類)やアスペルギルス属(こうじかび類)等のかびによって作られるかび毒で、りんご果汁を汚染することが知られています。りんごの収穫、包装、輸送時等に受けた損傷部からこれらのかびが侵入し、不適切な貯蔵等によりパツリンを作ります。

アレルギー物質

検査機関:食品安全検査センター

適正な表示の確認のため、県内の製造者、販売店から収去した32検体及び試買した13検体の加工食品について、アレルギー物質のスクリーニング検査を実施したところ、表示義務違反はありませんでした。

区分	食品の種類	検体数	うち輸入品	違反
そば	乾めん(うどん)、菓子	7	0	0
小麦	菓子等	8	0	0
落花生	菓子	8	0	0
卵	菓子、ふりかけ等	6	0	0
乳	菓子等	9	0	0
えび・かに	菓子、粉末調味料	7	0	0
合計		45	0	0

アレルギー物質を含む食品の表示
食物アレルギーは、人によってはごく微量のアレルギー物質によって発症することがあるため、健康被害の発生を防止する観点から、これらを含むことを表示することが義務づけられています。

【表示義務のある特定原材料(7品目)】
卵、乳、そば、小麦、落花生、えび、かに



米表示の真正性調査

検査機関:民間検査機関

銘柄米100%の表示がされている米穀(コシヒカリ、あきたこまち、ひとめぼれ)に表示と異なる品種が混入されていないか、県内で販売されていた米穀8検体について、DNA鑑定を行いました。

米の品種	検体数	検査結果
コシヒカリ	5	適正4、不適正1*
あきたこまち	2	適正2
ひとめぼれ	1	適正1
合計	8	適正7、不適正1



*1:コシヒカリ1検体において、他品種の混入が認められましたが、事業者調査の結果、清掃不良による混入でした。

DNA鑑定

DNA(デオキシリボ核酸)は、すべての生物の細胞内にある遺伝情報を保持したらせん構造の物質です。
DNA鑑定を行うことにより、外見からは分からない米の品種などについて判別することができます。



健康食品の含有成分検査

検査機関:民間検査機関

「いわゆる健康食品」における成分表示の根拠を確認するため、県内のドラッグストア等で販売されていた健康食品11検体について、含有成分の検査を行いました。

鉄1検体で不適となったため、製造施設を管轄する自治体に通報しました。

検査項目	検体数	うち輸入品	検査結果
ビタミンC	3	0	適正3
鉄	4	0	適正3、不適正1
カルシウム	4	1	適正4
合計	11	1	適正10、不適正1



いわゆる健康食品とは
健康食品とよばれるものには、法律上の定義はなく、広く健康の維持増進に資する食品として販売・利用されるものを全般を指しています。現在、健康の維持増進等を助ける働きをするように思わせる食品が多く流通していますが、保健の効果を表示できるのは「特定保健用食品(通称:トクホ)」だけ、栄養成分機能を表示できるのは、「栄養機能食品」だけです。

健康食品中の医薬品成分検査

検査機関:食品安全検査センター

「いわゆる健康食品」の中には、不正に医薬品成分を含むものがあり、知らずに購入した消費者に深刻な健康被害をもたらす場合があります。

特に需要の多い痩身系や強壮系の健康食品65検体を購入し、医薬品成分が含まれていないかどうかの確認検査を行ったところ、1検体から医薬品成分が検出されたため、県内の販売者に対し販売中止を指示する等必要な措置を講じました。



食品の種類	検体数	うち輸入品	検査項目	検査結果
ダイエット効果を標ぼうしている健康食品	16	0	フェンフルラミン、N-ニコソフェンフルラミン、シフトラミン、甲状腺ホルモン	医薬品成分を検出せず
強壮効果を標ぼうしている健康食品	49	1	シルデナフィル、ホモシルデナフィル、ヒドロキシホモシルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル	医薬品成分*を1検体から検出
合計	65	1		

*検出成分:ヒドロキシホモシルデナフィル